

しかし、「不作為の違法確認の訴えは、処分又は採決についての申請をした者に限り、提起することができる」ものであり（行政事件訴訟法37条）、その申請は法令に基づくものであることが必要であるが、原告の前記第2の行政指導の求めは、法令上の根拠に基づくものではなく、原告に申請権があるとも解されない。

したがって、原告は、本件訴えについて原告適格を有しない者であるというほかになく、原告の主張は独自の見解によるものであって採用の限りではない。

2 以上によれば、その余りについて判断するまでもなく、本件訴えは不適法でその不備を補正することができないことは明らかである。

したがって、原告は、本件訴えについて原告適格を有しない者であるというほかになく、原告の主張は独自の見解によるものであって採用の限りではない。

よって、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法140条を適用して、口頭弁論を経ないで、本件訴えを却下することとし、主文のとおり判決する。

第3 控訴審判決の表示

1 当裁判所も、本件の訴えは不適法でその不備を補正することができないから、これを却下すべきであると判断する。その理由は、原判決の「事由及び理由中「第3当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

なお、控訴人は、スポーツ選手の権利救済手段としては、他に適当な方法がなく、連盟を所管する内閣府に対して不作為の違法確認を求めるしかない旨主張するけれども、本件の訴えについて被告人は原告適格を有しないとの判断を左右するものではない。

2 以上のとおりであるから、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないとして、主文の通り判決する。

第4 上告の趣旨

原判決を破棄し、更に相当の判決を求める。

第5 上告の理由

追って提出する。